

# 安全教育が目指しているものは何か？

—— 通学路に関する学校安全セミナーの事例から ——

大 嶋 尚 史

## 1. 問題の所在

本論では、子どもの安全教育の中で通学路におけるセキュリティに焦点を当て、通学路における安全教育が何を目標に教育を進めているのか、を明らかにすることを目的としている。体感治安の悪化や2001年に大阪の小学校で起きた児童殺傷事件、さらには子どもの誘拐殺人事件などがメディアによって伝えられることにより、子どものセキュリティに対する問題意識が高まっている。その背景を受け、文部科学省や警察庁をはじめとする行政や学校関係者などによって、子どものセキュリティ対策が検討されてきた。2008（平成20）年には、学校保健法が改正され学校保健安全法（2009年4月施行）となり、学校安全に関する法令が設けられ、通学路を含めた安全教育を児童生徒に対して行うことが示された。そして、警察関係者や災害の専門家、防犯ボランティアなどによる安全教育が全国の学校で行われている。

2010年に出された文部科学省の「学校の安全管理の取組状況に関する調査」によれば、学校安全計画<sup>(1)</sup>の策定を行っている小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園の割合は、全国で92.3%（2010年3月31日現在）であり、ほぼ全国の学校で行われていることが分かる。この学校安全計画の目標の1つとして掲げられているのは幼児児童生徒に対する安全教育の実施である。そこでは「日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。」（文部科学省 2010）と記されている。さらに、防犯訓練という意味での安全教育を行っている学校の割合は78.0%（2010年3月31日現在）である<sup>(2)</sup>。このようなセキュリティや防犯に関する教育は計画的に行われ、具体的なマニュアルや実践例などが文部科学省のみならず学術的な領域からも提唱されており、セキュリティという意味での安全教育は全国で推進されている。

ここで私が問題としているのは、安全教育の具体的な対象の1つである通学路という空間に対する安全教育はどのように進められているか、である。通学路は、学校の敷地内や学校の施設など空間的に限定されている領域ではない公共空間で

あり、さらに、子どもや教職員など学校関係者のみで構成された空間ではなく不特定多数が行き交う場所である。このような通学路における安全は、安全教育を行うことにより、如何にして達成されると考えられているのであろうか。

さらに、ここで重要となってくるのは、小学校の中でも低学年、いわゆる児童期と言われる小学校低学年から中学年の初期段階、年齢的には1ケタの子どもたちに対してどのような形で安全教育は進められているのかである。安全教育で養成される確かな思考・判断に基づく行動が取りづらく、またリスクや危険に関する情報処理能力もこの段階の子どもは未発達である。文部科学省の資料の中でも「低学年の児童は、まだ幼児の基本的な特徴を色濃く残しているが、認知の脱中心化も進み、物事の因果関係の理解能力も発達する」としているものの、一方で「危険を読み取る技能に未熟さが残る」（文部科学省 2010）としている。では、犯罪に巻き込まれるなどの現実的な場面を実際に再現することはできないうえ、危険認知などが未発達な子どもにその危険性やリスクを伝えようとする場合、どのような教育が行われるのだろうか。本稿では、通学路を対象とした安全教育の具体的な場面の観察から、どのような構成で教育が進められているのかを記述し、通学路の安全教育において目指されている内容とその帰結を明らかにする。

## 2. 安全教育推進過程

### 2-1：安全教育の義務化

学校保健安全法の制定により、学校安全に関する責任は明確化され、学校保健安全法第27条には安全に関する指導・教育、さらに学校ごとの安全計画の策定・実施が求められた。

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校保健安全法第27条)

このことによって、学校の実情や地域差などを考慮に入れつつも、安全に関する指導は実施することが義務化された。また安全教育の基本姿勢として、「安全教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習、誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためにロールプレイングを導入することなどが考えられる。」(文部科学省 2010)という具体的な方針が示され、学校内外の協力関係を前提に、安全教育を行うことを推奨している。

また、安全教育の進め方として、子どもの発達段階に応じて進められることが

重要であるとし、今回の対象年齢である小学校低学年での教育では「安全教育に対して習得の程度に個人差はあっても、一様に素直に受け止め、身に付けようとすることから、安全教育にとって最適な時期である」としているが、「学んだ知識が必ずしも行動に結びつくとは限らない。できるだけ実際の場面の中で、具体的な題材を用いて、知識及び行動の両側面について安全教育を実施することが望ましい」うえ、「学習経験を一般化する力がまだ弱く、特定の場面で学んだ規則や法則性を、他の類似場面にあてはめて考えることが難しい。場面ごとに一对一の対応関係で教育内容を提供しながら、学習経験を徐々に広げていくアプローチをとることになる。」(文部科学省 2010)とした。防犯やセキュリティに関係する情報やリスク・危険性を伝える教育よりも、具体的な場面を想定できるような教育が求められているのである。今回、私が調査した学校安全セミナーは、教室で行われず、体育館においてセキュリティに関する場面を再現しようとする姿勢が見られた。この安全セミナーの具体的な場面の記述は第3節で行う。

## 2-2：空間管理の対象としての通学路

ここでは学校安全の中で通学路における安全対策の経過と本論の分析視角について記述する。まず本論では通学路を「当該学校の生徒が学校に通うために通る場所及びその近隣の地域」とする。

表1 全国の小学校・特別支援学校の小学部における通学路の安全対策の割合

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2009年
通学路の安全点検(交通安全及び防犯の観点を含む)を実施した学校	95.5%	96.2%	98.6%	98.6%	98.4%	97.9%
通学安全マップを作成している学校	56.6%	60.3%	88.8%	91.3%	91.1%	87.8%

文部科学省：「学校の安全管理の取組状況に関する調査結果」より筆者作成

表1から、小学生段階の子どもにおいて、通学路は重要なセキュリティ対策の場所であると位置づけることができる<sup>(3)</sup>。これまで通学路の安全対策は主に交通安全が主要な課題であった。しかし、通学安全マップの作成割合が6年間で30%以上の伸びを示している通り、誘拐事件<sup>(4)</sup>をはじめとする通学路のセキュリティ対策も求められた。その対策の柱として、地域社会や家庭、関係機関との連携、つまり地域を巻き込んだ安全確保体制の整備を進めることが挙げられた。

スクールガードなどの配置や、防犯ボランティアによるパトロールなどが活動の主な事例であるが、その特徴は子どもを対象とするだけではなく当該地域の住民なども安全教育<sup>(5)</sup>を受ける該当者であるということ、である。

また、子どもに限らずセキュリティ対策として進められているのが防犯カメラ

や通報装置などテクノロジーによる対策がある。『犯罪から子どもを守るための対策』の中では、地域における対策として犯罪を起こしにくい環境整備として、まず子ども緊急通報装置等の整備を挙げている。

通学路、児童公園等に設置され、非常用赤色灯、非常ベル、通報者撮影カメラ、インターホン等を備え、緊急時に警察への通報ができる街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）や子ども緊急通報装置の整備を促進する。

（犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議 2005）

さらに、この会議では安全を確保するためのまちづくりの推進を掲げている。

通学路等の地域の防犯性の向上を図るため、公共施設等の整備・管理にあたり、見通しの良い植栽・柵の設置、夜間の暗がり解消に資する照明施設の整備、及び危険が予想される場所での防犯カメラの設置等について、市街地整備の一環として促進し、地域特性に応じた防犯まちづくりを進める。

（犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議 2005）

このように、子どもの通学路におけるセキュリティ対策は、街全体の安全確保の意味も含めて進められ、セキュリティの対象範囲は通学路という空間全体となっている。そして、地域の人の子どもへの「見守り」<sup>6)</sup>はこのようなテクノロジーによる防犯システムと目的を同一にし、同時並行で進められている対策であるという位置付けができる。

このような空間全体を対象とした管理の方法は、ドゥルーズが「管理社会」と指摘した状況に類似する。ドゥルーズはフーコーが指摘した規律訓練型の社会の後に登場する社会を「管理社会」とした。これは学校や病院、刑務所などで行われる規律訓練による自己の監視の内面化に代わり、コンピューターなどのテクノロジーによって人間の身体をデータ化して監視し、管理しようとする社会のことである。

さまざまな管理機構のほうは分離不可能な変移であり、そこで使われる言語は、計数型で（「計数型」とはかならずしも「二項的」を意味するものではない）可変的な幾何学をそなえたシステムを形成する。（ドゥルーズ 2006）

防犯カメラやGPS機能などの発達と社会的な浸透によって街の安全はデータによって守ろうとする姿勢がある。一方、このような空間管理や管理社会の研究における重要な点を阿部（2006）は以下のように指摘する。

監視社会における権力の問題を考えていくうえで示唆に富む二人の思想家の

議論を援用する際に重要なことは、現実の監視社会では理論的な二者択一ではなく、二つの類型が複雑に絡み合うなかで権力作用が成り立っている点に注意を向けることである。つまり、「規律社会」から「管理社会」への変化を一元的な推移として考えるのではなく、複雑な現実社会における権力布置の変容を読み解いていくための「切り口」として理解すること。さらに、現在の「管理社会」における権力作動のあり方を、私たちの日常生活における具体的な事例との関連で論じていくこと。(阿部 2006)

しかし、通学路の領域は住宅街が主要な場所であり、防犯カメラなどの監視装置はほとんど設置されていない。通学路という空間のセキュリティを確保する場合にはどうしてもデータに頼ることができない現状がある。このような通学路の特性と現代のセキュリティ対策の指摘を踏まえうえて、子どもの通学路を守ろうとする安全教育を、規律型や管理型と分類し分析することや、二者択一的な形態で考察するのではなく、安全教育が行われている場の観察を基に教育内容が誰を対象に、どのような方法で行われているのかを、検証していく。

### 3. 学校における安全セミナーの構成

#### 3-1：学校・保護者・子どもの協同関係の演出

今回、調査した安全セミナーを行ったのは全国の主要都市や地方都市などに支部を持ち、防犯パトロールをボランティアとして行うNPO法人である。その中の、首都圏の郊外都市として発展してきた人口約40万人のX県Y市にあるy支部である。このNPOでは、パトロールに赴く際には、専用のTシャツかジャンパーを身につけており、学校における安全セミナーを行う際にも服装は統一されている。ボランティア団体のため、パトロールやこのような学校安全セミナーに参加するメンバーは開催される日時によって異なり、時間の都合がつく者のみで構成されている。

また、調査した小学校はX県の隣県であるZ県にあるF小学校である。y支部はこの他にも支部のあるY県の小学校などで依頼があれば安全セミナーを行っている。今回の調査では、小学生1～3年生の部と小学校4～6年生の部と二部構成となっており、同じ内容の授業を進めていた(筆者メモとセミナー録音記録より)。このような防犯や交通事故などのセキュリティに関係する指導・教育は全国的に進められている<sup>17)</sup>。今回はパトロール団体のメンバーのうち、時間の都合がついていた4名が講習に参加していた(A氏、B氏、C氏、D氏)。講習の基本的な流れはA氏がマイクを持ち講義を行い、残りのメンバーがA氏の指示に従いながら行動していた。指示などが無い場合には、残りのメンバーは講習場所の両脇に立っていた。本論で書かれている安全セミナーは2008年11月14日に行われ、セミナー開催時間は約45分である。

図1 学校安全セミナーの会場の配置

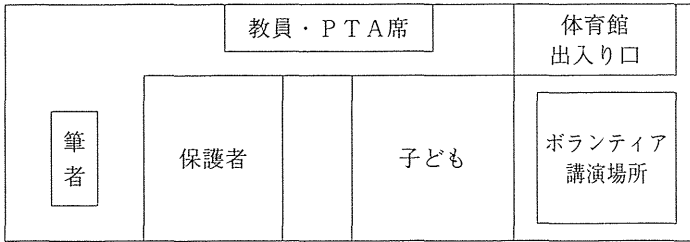


図1は、安全セミナーが行われた小学校の体育館における参加者の座る配置を記したものである。体育館の出入り口のすぐ近くにはボランティアが安全講習を行うスペースが用意されている。その前に子どもたちが整列し、その後方に保護者が座る場所がある。また、出入り口の脇の場所に今回のセミナーを企画した保護者と教職員などの席がある。この体育館における参加者の配置から、子ども、学校の教員、参加した保護者、防犯パトロールの参加者が一堂に会し、子どものセキュリティに関係する情報の共有が図られていることが分かる。筆者は出入り口から一番遠い場所で観察を行った。

子どものセキュリティに関する安全教育の課題として清永（2012）は、体験型の実学的安全教育を目指すべきであると指摘している。そして、その課題を成功させるためには、学校における安全教育プログラム開発と同時に「子どもの命の安全は学校だけにゆだねることはできないということである。これからの安全教育には保護者や地域の参加が一層重要になることは間違いない」（清永 2012）とし、学校以外の参加者の必要性を説いている。

調査した他の小学校における安全セミナー<sup>⑨</sup>でもこのような構成は変わらず、安全教育は体育館のような比較的大人数が収容できる場所で行われ、「学校や地域の実情に応じて地域の関係機関・団体やPTA（保護者）の協力・参加を得ることが不可欠である」（文部科学省 2010）といった趣旨に沿った形式が取られていることが分かる。このような地域を交えた安全教育は10年ほど前から推進されている。2002年に文部科学省は「地域ぐるみの学校安全推進モデル事業委嘱実施要綱」を発表した。

各都道府県、政令指定都市に地域ぐるみの学校安全推進モデル地域（以下「推進地域」という。）を指定し、地域との連携を重視した学校安全に関する各種の取組の実践を行い、その成果を全国に普及させることとする。（文部科学省 2002）

これにより、地域や警察、防犯ボランティアをはじめとする関係機関の連携によって子どもの安全確保を目指すことが示された。また2010年に文部科学省から

『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』、2012年に中央教育審議会から『学校安全の推進に関する計画の策定について』の答申が出されており、地域ぐるみの体制は2000年代以降推進され続けている。

また、このような地域ぐるみの体制はデータの面からも明らかとなっている。文部科学省の『学校の安全管理の取組状況に関する調査』（平成21年度実績）によれば、子どもの安全確保について、家庭や地域の関係機関・団体との間で、協力要請や情報交換を行うための会議を開催した学校の割合は全体（小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）で77.4%、小学校では92.6%である。また、地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が行われた学校の割合は全体で68.9%。小学校では92.4%である。

### 3-2：保護者への情報伝達

安全セミナーの具体的な内容は講演を行う当事者（教員、警察や防犯ボランティアなど）に任されているが、その具体的な指導内容について文部科学省は以下のように指摘している。

登下校、放課後、自宅周辺などで、犯罪発生の危険性の高い場所・時間帯を確認するための活動を行ったり、校内外で、犯罪被害から身を守るため、危険性の高い場所・時間帯を避ける、逃げる、助けを求める、近くの先生や大人に知らせる、110番通報するなど具体的な方法について指導する機会を設けることなどが挙げられる。（文部科学省 2010）

ここでは、安全確保のための具体的な活動と、子どもへの指導内容が書かれているうへ、教育を受ける子どもたちのみを対象としているだけでなく、学校関係者や保護者などにも安全確保のための活動の必要性を明記し、リスクや危険な箇所の情報を共有しようとする姿勢が示されている。今回の講演でも、A氏は基本的に子どもたちに対して語りかける授業を進めていたが、いくつかの場面においては、保護者に語りかける場面があった。

それと、今、110番の家って言いましたけれども、会長さんにも役員さんにもお母さま方にもお願いしたいんですけど、110番の家ってわかります。で、その人と面識持っていますか？おそらく学校側からお願いが来て、ステッカー貼ってあって、ここは110番の家ですよってことになっていると思います。でも、それって子どもは入れないですよ。お母さん方ももし何かあった時になかなか入れないと思います。……だから、子どもは絶対入れないですよ。……途中にある110番の家がありましたら、そこにお母さんと子どもと一緒に行ってですね、うちの子がここを通りますんで、よろしくお願ひしますって、ご挨拶をしてもらうことが大事だと思います。一回、面識を取

るということ、顔を見せるということ。これをしないと、子どもたち逃げ込めませんから。他人のうちですから、知らない人の家ですから。……学校全体で、今日からできる工夫をやっていたいただきたいなと思います。(A氏)

この場面では、語りかけている対象は子ども以外の子どもの守る立場の参加者に対するメッセージとなっている。「110番の家」の事例を取り上げ、子どもがセキュリティ上の問題に遭遇する場面は、保護者をはじめとする大人にも該当する共通課題であるとし、保護者に対して「お願い」という形式を取りながらも、子どもの安全対策のために必要な事前対策を伝えている。また、保護者である大人たちに「110番の家」の存在を伝えることによって、保護者や教員が、子どもが具体的にイメージできにくい情報を受け取る受け皿となる役目を担っている。

110番の家とは、「こども110番のいえ」なども表現される。警視庁によれば、こども110番のいえは「自治体やPTA等が中心となり地域ボランティアによって、活発に行われて」おり、「子ども達が危険に遭遇したり、困りごとがあるとき安心して立ち寄れる民間協力の拠点として、各種被害防止の面からも有効であることから、より多くの方に参加していただき、多くの立場から子ども達の安全を見守っていただきたい」(警視庁ホームページ)としている<sup>9)</sup>。また拠点となった家には自治体などの設置主体が独自のマークを作成し、それを家の玄関先に貼ることによって、子どもの緊急時に逃げ込める場所であることを示すマークとして機能していることを指摘している。ここでは、保護者に110番の家の存在を知っているかを聞く場面があるが、その中でこの110番の家の存在をあらかじめ知識として持っていた保護者は少数(筆者メモ)であった。このことから、安全教育の対象は保護者や学校関係者にも向けられているのである。また、具体的な事件を例に挙げ、子どものセキュリティに対するリスクを、子どもと保護者や学校関係者に同時に伝える場面もある。

一番、みんなの身を守る方法。みんなが一番変な人に会わない方法っていうのは1つだけあります。それは、安全マップ作っているよね。その安全マップで危険だと言われているところに1人で行かないことです。絶対行っちゃいけません。もしそこに、どうしても行かなきゃいけない、通らなきゃいけない時には、絶対に1人では行かない。2人3人4人5人といっぱいのお友達と行く。しかもそこをのんびり歩いてはいけません。この2つを守ることで、だけでも、全然悪い人に会う確率は減ります。ま、ここはまだ、あの一、こう言っちゃ、何と言うか、まだ素朴な部分があります。けども、そういうことを覚えると、日光の今市の事件のように、目撃者が少ないということで、子どもたちがエライ目に、下手すると殺されちゃうかもしれません。ですから、そういうところ、おうちの方とルールを守る、約束を守るということ。そして学校のルールを、約束を守るというところをね、これを是非ね、お願



いをしたいと思います。(A氏)

下線(筆者追加)が引かれている部分は、子ども以外のセミナー参加者に対して向けられている。この場面でA氏は安全教育の目標である具体的に身を守る方法として安全マップの作成とマップの具体的な活用について子どもたちに説明を行っているが、同時に、下線で示したように、このような安全教育に対する子どもの理解の限界、子どもにはまだ素朴な部分があるということを踏まえ、保護者などへ通学路の安全のために注意喚起を行っていた。安全教育を受ける主体である子どもが事件の存在を知らないであろう2005年12月に発生した今市事件の事例を挙げることもその証左となっている。安全教育を受ける子どもの成長段階によって、教育内容の理解の限界を前提とし、保護者や教員などに伝えることによって通学路の安全を確保するための教育内容を補足していた。

## 4. 子どもの身体感覚を重視する教育

### 4-1: 視覚に訴えかける

ここでは、具体的なセミナーの流れを追いながら、そこで行われている教育内容を記述していく。生徒の挨拶、PTAの挨拶を経て、A氏はまず自分の所属している団体の活動内容の説明と、今回参加したメンバーの紹介をし、その後、今回のセミナーの目的を述べる。

みんなどこにでも不審者はいます。その人たちが君たちに、いつ襲いかかるかわかりません。その時にどうしたらいいか、会わないようにするにはどうすればいいかを今日はお勉強していきたいと思います。(A氏)

ここでは、通学路をはじめとする空間には「不審者」がおり、その「不審者」という危険な存在から逃れる技術を伝えようとする意図がある。安全教育においては通学路を、子どもにとってリスクが潜んでいる場所、という前提が成立している。授業の冒頭では子どもの視覚を活用する場面が見られた。A氏がセミナーの目的を説明しているその間にメンバーの一人であるB氏は体育館の出入り口の外に出て、子どもたちからは見えない場所で待機していた。

Bがね、今、みんなの周りをまわりますからね。後ろ向いても、横向いても構いませんから、よくBのことを見てください。……お母さん方もよく見てくださいね。……よく見た。見たね。はい、じゃあどんな人だったか教えてください。(A氏)

B氏はA氏の合図で、再び体育館に入り、子どもたちの周りをゆっくり回り、

再び体育館の外に出た。そして、A氏は、子どもたちに拳手をさせ、B氏の服装や身体的な特徴などを言わせた後、B氏が再び体育館に入って答え合わせが行なわれた（手袋の色、帽子の形・大きさなど）。

例えば皆さんの目の前に、変な人が現れた時、その人がどういう人だったかをちゃんと覚えておかなきゃいけません。どんな人だったか。……一番覚えてほしいことっていうのは、例えば帽子だったら脱いじゃったら分からない……着衣の場合は、いくらでも変えられるのね。……変えられてしまうところっていうのは、悪いわけではないけど100%いいところとは言えないわけね。じゃあ、なにがいいかといえばさっき女の子が言ってくれた、少し太っていた。こういうのは変えようがないです今急に。……こういう身長なんかを覚えていくことが大事ですね。（A氏）

そこでは、服装の特徴などを子どもたちが指摘する中、体型に着目した生徒の発言を取り上げ、身長や体型などの早急に変えることが不可能な部分を覚えるように指導している。そして、具体的に身長を覚えるための方法として、ベルトの位置に着目するように説明した。生徒の一人をA氏は自分の前に連れて行き、「目の前に何が見える？」（A氏）と問いかけ「ベルト」（男児）と答えると「僕の前に変な人のベルトがあったよということが分かりますね、身長が分かりますね。またはブロック塀とか塀とか垣根とかでもいい。この身長を覚えてほしい。体型だったり身長だったり覚えてほしい。」（A氏）と説明を加えた。

授業の導入部分では、子どもの年齢や身長を踏まえたうえで視覚を活用することに主眼を置き、身長や体型などに焦点を当てるように説明することによって、小学校低学年段階の子どもが活用できると想定される情報にとどめながら行なわれていた。

またこの場面では、学校の廊下において、廊下は右側を歩かなければぶつかってしまうから、ぶつからないためにルールを守るという事例を持ち出し、ルールを守らなければ危険があるということを説明した。さらには交通安全に関しても青信号で左右確認をしたうえでわたると交通事故はほとんど起きないといった話しをすることで、そこから、ルールを守れば不審者に出会うことを防げるという指導も行っていた。安全教育はセキュリティを確保する技術や方法を得るだけでなく、教えた技術や方法を守らせるために子どもの日常生活と関連する項目を挙げ、規則を守らせようとする姿勢がある。

#### 4-2：「大人」と「子ども」の力の差を見せること

視覚を活用した説明の後、A氏は子どもの中から2人の男児を選び、「今からCとおしくらまんじゅうをしてください。押してください。Cのことを、この黄色いラインのところまで。今から30秒間で。」（A氏）と言い、C氏の前に男児を

立たせ、力比べをさせた。A氏の笛の合図とともに二人の男児がC氏を押すが動かせず、30秒たち笛が鳴る。さらに、A氏は新たに3人の男児を選び、再び力比べを行った。ここでも子どもたちはC氏のことを動かすことはできず、30秒が経過し笛が鳴った。ここでC氏は一人の男児を持ち上げ肩に担ぐという行為を行った。そして、A氏は力比べをした男児に感想を聞き、「強かった」などの感想を子どもから引き出す。

二人で戦って勝てなくて、三人でも勝てなかったよね。で、最初のお友達はヒュって笛が鳴ったら抱えられてしまいました。何を言いたいかっていうと、みんなの力はまだそれくらいしかないんだよね。だから変な人を見つけた時に、はむかってやっつけてやろうって思っても、これ絶対勝てません。(A氏)

ここでは、実際に力比べをし、男児を軽々と持ち上げてしまうことを子どもたちの目の前でやることによって、犯罪を起こそうとする「大人」と子どもの物理的な力の差を子どもたちに体験させ、見せた。言葉でセミナーの内容を説明するのではなく、力の差を見せるために、子どもの身体を用いて理解させようとしている。

悪いことしようって人は、いまそこで悪いことしようって思っているわけじゃないわけ。もうみんなのことずーっと見ているわけ。毎日毎日。で、あの子はあそこで一人になる。あそこでみんなと別れて3～4人になっちゃう。あそこで悪いことしちゃおうって思うから。もう計画しちゃっているわけ。……だからみんなはその時どうしたらいいかって言ったら、むかうんじゃないくて、よし今日5人いるからやっちゃおうぜ、とかそういうことではなくて、まずその場から逃げる、離れるということ、それが一番大事。(A氏)

ここで、A氏は個人的に親交のある格闘家の例を挙げ、格闘家のような力のある大人でも、「何を持っているかわからない相手とはたたかわない。逃げる。」といった格闘家のコメントを子どもたちに紹介し、犯罪を起こそうとする「大人」から逃げることの必要性を説いた。さらに、子どもが不審な車につけられるような場合の事例を挙げ、その対処方法について説明を行っていた。

例えばここにね、みんなが歩いていたら、車がグーって来て、君らを追い越して止まりました。しかもエンジンがかかっています。そういう時、どうしたらいいか。しかもこの車は窓ガラスが真っ黒に、中が見えなくなってます。これは怪しいよね。君たち追い越して止まったんだもの。どうしたらいいか、まず一つ目。すぐにUターンしましょう。Uターンをして、安全に渡れる横

断歩道があったら、横断歩道を渡って反対側を駆け足で帰りましょう。でも、横断歩道もないし、しかも歩道もない。ここ行くしかないってときは、この車から一番遠いところを走っておうちまで帰る。または110番のおうちであるでしょ。そこに逃げ込む。そういうことをしてほしいって思います。決してこの車に近づいちゃダメです。(A氏)

この場面では、大人と子どもの力の差を子どもの身体を通して伝えること、そしてリスクがあると判断した場合には大人や車から逃げるという基準を伝えていた。

#### 4-3：「知らない人」と距離を取ること

力の差を見せ、逃げることの必要性を説明した後、セミナーでは子どもたちに「知らない」大人との距離を取ること、そして距離を取らなければならない「大人」の基準の説明に入る。A氏は子ども2人を指名し講演している場所に立たせ、2人がぶつからないように腕を広げさせた。そして、腕を広げたまま体を軸にして回転させ、「円ができましたね。円の中に入っていい人って誰ですか」(A氏)と2人の子どもに尋ねた。

知っている人は入ってもいいんだけど、じゃあ、どういう知っている人が入ったらいいかと言ったら、お父さんやお母さんの知ってる、知っている人。みんなしか知らない人はだめ。例えば、朝学校に来るとき、帰るときに、毎日犬の散歩をして歩いている人。毎日会う。おはようございます、こんにちはって挨拶するんだけど、お友達、自分たち、自分しか知らない。そういう人は入っちゃいけません。お父さんやお母さんも知っている、知っている人。そういう人は入ってもいいでしょう。……だから、今日おうちへ帰ったら、知っている人、どうすればいいか聞いてみようね。(A氏)

ここでA氏は子どもが腕を広げた空間に入っている「大人」とは、子どもの家族と学校の先生、両親が知っている人であることを示していた。「知らない人」とはこれ以外の範囲の「大人」であり、子どものみ知っている「大人」とは空間的に距離を取ること、具体的には最低限の距離として自分の腕を広げた範囲には近づかないことを説明していた。さらに、この場面ではこの「みんなしか知らない人」が犯罪を起こす可能性が高いことを説明し、ゲームや遊びなど子どもが興味を持つ道具によって誘いに乗らないよう指導していた。

妖怪アンテナじゃないんだけど、そういうアンテナを立ててください。今日から。見えないアンテナを。……そして、いい、大事なところ。今日学校から帰るときに、頭の中で写真を取りましょう。まず校門を出たらカシッ。

で歩きながら何枚かとる。おうちに帰るときに門でとる。そういう写真を今日から毎日、朝と夕方、また遊びに行くとき、こういう時にずーっと撮ってください。そして昨日と今日の違い探しをしてください。……そこで、あれ、さっきと違う、昨日と違う写真がとれちゃったなって言ったら、何がとれたのか、どこが違うのかを考えてみてください。そしてそれが、変だ、やばいになって違いだったら、すぐに先生やおうちの人に言しましょう。(A氏)

「知らない人」と距離を取る感覚を子どもにつかませるために、子どもの身体を用いて距離感をつかませるための授業を展開し、さらに、子どもの身体感覚を用いて、通学路において往来する人々と物理的な距離を取ることを教えていた。

この場面では子どもに通学路における観察の必要性を教えていた。このセミナーでは具体的な事例などは挙げられなかったが、通学路を通る子ども自身が観察者となり、通常の風景の記憶と違いが生じた場合にはリスクが生じることを伝えていた。そしてそのリスクを子どもが予測し、「変だ、やばいな」(下線筆者追加)というリスクに対する感覚を養うことが目指されたのだ。

## 5. 考察

### 5-1：安全教育の対象の多層性

児童期と呼ばれる子どもに対する通学路の安全確保のための安全教育の目的とは第一に子どもの身体を通してリスクを教え込もうとする身体訓練であった。人間の身長や体型などの特徴を子どもの視覚を通して学ばせると同時に、大人と子どもの物理的な力の差を子どもの身体を用いて伝え、最終的には見知らぬ大人との距離を取ることを教えていたのである。犯罪を起こそうとする「大人」の危険性を伝えるために、子どもの身体感覚を重視し、子どもの視覚や実際に身体を動かす手段を用いて教育を進める技術を展開していた。科学技術的な安全管理や、不審者情報によるセキュリティ対策は安全を守る責任がある立場の者の問題である。セキュリティ対策について情報を理解し処理することができない段階の子どもにセキュリティ情報を教えることとは、物理的に絶対的な弱者である子どもの身体感覚に訴えかける伝達方法によって教えるしかない、ことが示されている。

そして第二に不審者情報や子ども自身の未成熟な部分、さらに、子どもには理解ができていく内容の対処については、学校の教員や保護者に伝達することによって通学路の安全確保を補完していた。通学路のセキュリティに関する安全教育は、保護者や学校関係者が子どもと同時に教育を受けることによって伝えるべき教育内容を伝えることが達成されるのである。これは、子どもとのコミュニケーションや教育内容の理解の限界を前提とした対応であり、教育内容を伝える対象によって伝える内容は異なり、多層性がある。

## 5-2：通学路における安全の基準設定と管理を目指した教育

通学路を対象とした安全教育では「知っている人」と「知らない人」という基準を設け、「知らない人」との距離を取ることを教えていた。そしてこの基準は親や教員、親が知っている人を「知っている人」、それ以外の人を「知らない人」とし、この「知らない人」はリスクの対象となり、ここにおける「リスクの対象」に対して子ども自らがリスクを知覚できるような教育を行っていた。さらに、保護者や教員などはこのリスク対処のため、通学路の情報（110番の家と安全マップで書かれた情報の把握）を管理することが示されたのである。

このような通学路の管理は、基本的には隣組のような、地域住民の相互監視に基づいた管理ではなく、「知らない人」と「知っている人」という境界を設けての管理といえる。それはドゥルーズが「管理社会」と呼んだ、防犯カメラやセキュリティシステムのデータに基づいた空間的な管理という意味ではなく、子どもという対象が限定されたセキュリティ対策の意味が含まれる。安全教育では子どもの安全に対する独自の安全の基準を設け、子どもが往来する場所の管理を目指すための教育といえる。

## 6. 結論

通学路を対象とした安全教育では、子どもに対して身体感覚に依拠した身体訓練を伴った教育を行うと同時に、通学路を管理するために「大人」が空間的に通学路を管理する方法を伝えるという目的を含めた教育という意味があった。子どもが通学路という空間において見知らぬ他者との物理的な距離を取り、近づくことを禁止し、さらに子どもに対する大人のまなざしと大人に対する教育によって子どもが会おう人間に制限をかけようとする姿勢がそこにはある。通学路を対象とした安全教育とは、子どもにセキュリティに関する安全基準を子どもの身体を通して内面化する作業と、通学路を通る子どもをデータとして補足することをしない形態での空間的な管理を目指した作業が同時に成立している教育なのである。阿部（2006）が指摘したように規律社会から管理社会への移行という単純な図式ではなく、教育を伝える対象によってセキュリティを担保するための方法は異なるうえ、さらにここでの空間的な管理とは不特定多数ではなく子どもという特定の対象に向けられたテクノロジーに依拠しない形式での管理なのである。一方で、阿部（2006）は空間的な管理進行は、安全で「快適な空間」をもたらしている反面、徹底的な「見張り」による自由がなく、「見知らぬ他者との思わぬ関わりを生み出すような「空間の自由」が、今まさに失われつつあるのだ。」（阿部 2006）と指摘している通り、このような「空間の自由」が失われつつある事態はあるうえ、今回、私が調査した子どもの通学路における安全確保という側面からすれば、そのような「空間の自由」は禁止されてしまっている。つまり子どもにとって、「空間の自由」は失われつつあるのではなく、完全に消滅したといえ

る。

セキュリティ対策は、通学路における子どもの自由な行動と安全への希求とのせめぎ合いが必然的に起きる。しかし、通学路の安全確保を目指した場合には、「見知らぬ他者」との出会いという自由は完全に制限、禁止される。通学路の安全が確保されるためには、見知らぬ他者との交流の完全な遮断を行うことによって可能であるという考えがあることが明らかとなった。通学路は公共空間であり、そこを往来する自由に制限をかけることはできない。しかし、安全教育では子どもの交流の自由は禁止されており、子どもと見知らぬ他者を隔離することが目指されているのである。

#### 【註】

- (1) 2008年に改正され2009年から施行された学校保健安全法に基づいて、各学校において取り組むべき内容を策定し推進することが義務付けられている（学校保健安全法第27条）。
- (2) 文部科学省『学校の安全管理の取組状況に関する調査』（平成21（2009）年度実績）より。
- (3) 文部科学省の『学校の安全管理の取組状況に関する調査』では通学路のセキュリティに関する調査は小学校段階に留まっており、中学校段階以上の統計調査は取られていない。
- (4) 例えば、2007年に発生した栃木の今市市で起きた女兒誘拐殺人事件などが挙げられる。
- (5) 2005年に「犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議」から出されている『犯罪から子どもを守るための対策』の中では安全教育ではなく防犯教育という言葉あった。しかし、2010年に出された『学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』では防犯教育も含めて安全教育という言葉に統一されておりさらに2012年に中央教育審議会の答申『学校安全の推進に関する計画の策定について』にも安全教育という用語が充てられているため、本論では安全教育という用語を用いている。
- (6) 例えば、清永（2012）は英国における「近隣見守り（neighbourhood watch）」の例を挙げている。犯罪防止の観点から「監視」という用語が用いられてきたが、一般市民の目の重要性から「見守り」が取って代わることとなったと指摘している。本論では、「子どもを守ろうとする大人たちのまなざし」という意味で「見守り」という言葉を用いている。
- (7) 文部科学省『学校の安全管理の取組状況に関する調査』（平成21（2009）年度実績）によると、防犯訓練等を実施した小学校は全体の93.5%である。
- (8) 筆者は、この対象校以外に2校の小学校の安全セミナーに参加し、録音、メモを取っている。
- (9) 子ども110番の家の定義については警視庁生活安全課のホームページを参照

した（2012年12月16日閲覧）。

### 【引用資料】

犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議，2005，『犯罪から子どもを守るための対策』

文部科学省，2004，『学校の安全管理の取組状況に関する調査結果』

文部科学省，2005，『学校の安全管理の取組状況に関する調査結果』

文部科学省，2006，『学校の安全管理の取組状況に関する調査 平成17年度実績』

文部科学省，2007，『学校の安全管理の取組状況に関する調査 平成18年度実績』

文部科学省，2008，『学校の安全管理の取組状況に関する調査 平成19年度実績』

文部科学省，2010，『学校の安全管理の取組状況に関する調査 平成21年度実績』

文部科学省，2010，『学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』

中央教育審議会，2012，『学校安全の推進に関する計画の策定について（答申）』  
警視庁ホームページ（2012年12月16日閲覧）

[http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/seian/bouhan/kodomo\\_110/kodomo\\_110.htm](http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/seian/bouhan/kodomo_110/kodomo_110.htm)

### 【参考文献】

Gilles, Deleuze, 1990, POURPARLERS

（=2007，宮林寛 [訳]，「追伸——管理社会について」，『記号と事件』，河出文庫）

樋口聡，2005，『身体教育の思想』，勁草書房

阿部潔，2006，「公共空間の快適——規律から管理へ」安部潔，成実弘至 [編]，『空間管理社会 監視と自由のパラドックス』，新曜社，pp. 18-56

清永賢二，2008，『防犯先生の子ども安全マニュアル』，東洋経済新報社  
——— 2012，『犯罪からの子どもの安全を科学する「安全基礎体力」づくりをめざして』，ミネルヴァ書房

中井考章，2008，『学校身体管理技術 規律訓練から環境管理へ』，春風社

学校保健・安全実務研究会，2009，『新訂版 学校保健実務必携 第2次改訂版』，第一法規

柳沼良太，2010，『ポストモダンの自由管理教育 スキゾ・キッズからマルチ・キッズへ』，春風社